⑵　「⑵　特定増改築等住宅借入金等特別税額控除の対象工事（償還期間が５年以上の住宅借入金等を利用して高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）又は特定断熱改修工事等若しくは断熱改修工事等（省エネ改修工事）を含む増改築等をした場合）」に関し、確認した内容について記載する表には、次により記載すること。

①　「②　高齢者等居住改修工事等に要した費用の額等」の欄のうち、「ア　高齢者等居住改修工事等の費用の額」には、高齢者等居住改修工事等の１～８のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

「イ　高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された高齢者等居住改修工事等に、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事（平成23年６月29日以前に増改築等に係る契約を締結した場合については、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に充てるために地方公共団体から交付される補助金その他これに準ずるものの交付、住宅の増改築等工事の費用に充てるために地方公共団体から給付される介護保険法第45条第１項に規定する居宅介護住宅改修費又は同法第57条第１項に規定する介護予防住宅改修費の給付の対象となる工事）が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額（平成23年６月29日以前に増改築等に係る契約を締結した場合については、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に充てるために地方公共団体から交付される補助金その他これに準ずるものの額及び住宅の増改築等工事の費用に充てるために地方公共団体から給付される介護保険法第45条第１項に規定する居宅介護住宅改修費又は同法第57条第１項に規定する介護予防住宅改修費の額の合計額。）を記載するものとする。

「ウ　アからイを差し引いた額（30万円を超える場合）」の欄には、「ア　高齢者等居住改修工事等の費用の額等（２％控除分）」から「イ　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

②　「③　特定断熱改修工事等の費用の額等（２％控除分）」の欄のうち、「ア　特定断熱改修工事等に要した費用の額」の欄には、特定断熱改修工事等の１～６のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

「イ　補助金等の交付の有無」の欄には、実施された特定断熱改修工事等に、特定断熱改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする（平成23年６月29日以前に増改築等に係る契約を締結した場合については、同欄の記載を要しない。）。

「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、特定断熱改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする（平成23年６月29日以前に増改築等に係る契約を締結した場合については、同欄の記載を要しない。）。

「ウ　アからイを差し引いた額（30万円を超える場合）」の欄には、「ア　特定断熱改修工事等に要した費用の額」から「イ　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。平成23年６月29日以前に増改築等に係る契約を締結した場合については、「ア　特定断熱改修工事等に要した費用の額」と同額を記載するものとする。

「④　②ウ及び③ウの合計額」の欄には、②ウ「アからイを差し引いた額（30万円を超える場合）」及び③ウ「アからイを差し引いた額（30万円を超える場合）」の合計額を記載するものとする。

③　「⑤　断熱改修工事等の費用の額等（１％控除分）」の欄のうち、「ア　断熱改修工事等に要した費用の額」には、断熱改修工事等の１～６のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

「イ　断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された断熱改修工事等に、断熱改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする（平成23年６月29日以前に増改築等に係る契約を締結した場合については、同欄の記載を要しない。）。

「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、断熱改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする（平成23年６月29日以前に増改築等に係る契約を締結した場合については、同欄の記載を要しない。）。

「ウ　アからイを差し引いた額（30万円を超える場合）」の欄には、「ア　断熱改修工事等に要した費用の額」から「イ　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。平成23年６月29日以前に増改築等に係る契約を締結した場合については、「断熱改修工事等に要した費用の額」と同額を記載するものとする。

⑶　「⑶　住宅特定改修特別税額控除の対象工事（高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）又は一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）をした場合」に関し、確認した内容について記載する表には、次により記載すること。

①　「①　高齢者等居住改修工事等又は一般断熱改修工事等に要した費用の額」の欄のうち、「ア　高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」の欄には、高齢者等居住改修工事等の１～８のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

「イ　補助金等の交付の有無」の欄には、当該高齢者等居住改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等（平成23年６月29日以前に住宅の改修工事に係る契約を締結した場合については、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に充てるために地方公共団体から交付される補助金その他これに準ずるものの交付、住宅の増改築等工事の費用に充てるために地方公共団体から給付される介護保険法第45条第１項に規定する居宅介護住宅改修費又は同法第57条第１項に規定する介護予防住宅改修費の給付の対象となる工事）が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築工事の費用に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額（平成23年６月29日以前に住宅の改修工事に係る契約を締結した場合については、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に充てるために地方公共団体から交付される補助金その他これに準ずるものの額及び住宅の増改築等工事の費用に充てるために地方公共団体から給付される介護保険法第45条第１項に規定する居宅介護住宅改修費又は同法第57条第１項に規定する介護予防住宅改修費の額の合計額。）を記載するものとする。